

平成 30 年度 事業計画

生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、以下の事業を行う。

○保険契約者保護資金に充てる負担金の収納及び管理

平成 30 年度（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）については、会員である生命保険会社の経営が破綻した場合等において保険業法第 265 条の 28 に定める資金援助等業務の実施に要する費用に充てるためのもthingとして、約 330 億円を収納し、次の方法により運用する。

- ① 国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有
- ② 内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関への預金
- ③ 金銭の信託

以 上